

縁 第二十五 閻羅王の使の鬼召さるる人の饗あを受けて恩めぐみを報むくゆる

一
さきのくじやまだのこほり
二
ぬのしのすみぬめ
三
しゃうむ
聖武天皇の代に、衣女忽に病

を得時に偉しく百の味を備へて門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗す。閻羅王の使の鬼來りて衣女を召す。其の鬼走り疲れ、祭れる食を見て廬りて就きて受く。鬼衣女に語りて言はく「我れ汝が饗を受く。故に汝の恩を報いむ。もし同じき姓同じき名の人有りや」といふ。衣女答へて言はく「同じき国鶴垂郡に同じき姓の衣女有り」といふ。鬼衣女を率て、鶴垂郡の衣女の家に往きて、対面す。すなはち縛の囊より一尺の鑿を出して、額に打立て、すなはち召して將て去る。彼の山田郡の衣女は憊して家に帰す。時に閻羅王待ち校へて言はく「此れ召せる衣女にあらず。誤ち召すなり。然れば暫此に留め、捷に往きて山田郡の衣女を召せ」とのたまふ。鬼憊すこと得ず、荐て山田郡の衣女を召して将て来る。閻羅王待ち見て言はく「當に是れ召せる衣女なり」とのたまふ。往けられたる彼の鶴垂郡の衣女は、家に帰る。三二の負を怪て鶴垂郡の衣女のからだをやきうしなふ。

また還りて閻羅王に愁へて白さく「体を失ひて依るところ無し」とまうす。時に王問ひて言はく「山田郡の衣女の体有りや」とのたまふ。答へて言さく「有り」とまうす。王言はく「其れを得て汝の身とせよ」とのたまふ。因りて鶴垂郡の衣女の身と為りて甦る。すなはち言はく「此れ我が家にあらず。我が家は鶴垂郡に有り」といふ。父母言はく「汝は我が子なり。何故ぞ然言ふ」といふ。此衣女なほ聴かず、鶴垂郡の衣女の家に往きて言はく「當に此れ我が家なり」といふ。其の父母言はく「汝は我が子にあらず。我が子は焼き滅ぶ」といふ。此に衣女具に閻羅王の詔の状を陳ぶ。時に彼の一の郡の父母聞きて諾信ひ、二の家の財を以ちて許可し付属く。故に現在衣女四の父母を得、二の家の宝を得たり。饗を備へ鬼に賂ふ、此れ功虚しきことあらず。おほよそ物有らばなほ賂り」とまうす。

あらは
ことのものと
ほとけり
みかた
ほつきりをは
つくりをは
いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異靈しき表を

一七八
くわううち
禅師広達は、俗姓下毛野朝臣、上総国武射郡の人なり。一
ぞくしやうもつけのあそみ
かみつふさきのくにむぎのこほり
あら
一
おひのくはり
一
い

第二十六編 *あやしき表(しらべ)*の説話。今昔物語集・十二ノ一、扶桑略記・聖武天皇条に書承。
八統紀・宝亀三年(772)三月六日条に、持戒、看病に名を得た「十津師」のひとりに、「広達がみえ、三国仏法伝通縁起」中に、「元興寺法相宗」として、「広達大法師」がみえる(攷証)。一九千葉県山武郡あたり。

女を主人公として敍述されている。下文に備えられた「鬼に脇を山田郡の衣女はそのかいあつて蘇生した」として本説話は把握されている。山田郡の衣女の身体が鶴垂郡の衣女の身体となつたことが、山田郡の衣女の蘇生としてとらえられてゐる。身体の蘇生すなわちその人の蘇生、といふ考え方である。死に際して魂が肉体から分離して輪廻し死生する主体となる、といふ考え方とは異なる。説話の展開は中国説話の世界に類例を見るが、その根柢の身体觀は異なる。下巻三十八には景致自身の火葬に関して、本説話とは異なつた身体觀にもとづいた説話がみえる。

五云て蘇生した者が周辺の人々に、自分は別人の某で蘇生したと告げる例に、弘化・三月七日の李簡、竹季貞、陸彥、同・二十三、孫季貞、などがある。いずれも死骸が破壊されていたために他人の死骸を自分の身体として蘇生したとされる。(云上文には「略」於疫神)而鑿之也」とある。疫神がすなわち鬼なのであろう。

この説話では鬼に食事などを与へたことが無駄になつてゐる(武田祐吉著)。田郡の衣女は鬼に脇を山田郡の衣女はそのかいあつて鶴垂郡の衣女の身体となるというかたちで蘇生した。この教訓は笑いをめざす。

第二十五編 今昔物語集・二千ノ十八に書承。
一 香川県高松市。ニ 未詳。本説話以外に所伝
をみない。布師臣（新撰姓氏錄・和泉國皇別）
と同じと考え、「ぬのしののおみ」と訓んでおく。
三 未詳。広記・三三・章授の冥界の使者の鬼が殺
人を病にして至らしめる例より説すれば
本説話の鬼と疫神とは同一か。疫神を祭る風習
の意味を説明しようとする説話として、本説話
は考えられよう。四 国会図書館本訓釈「廻於
母禰利弓」。『廻フケル、オモネル』「メツ」名
義抄。『香川県丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、
山田良弼の麻原地志料』
によれば鵠垂郡津郷に布師首宮麻原呂が所住。
七本采死ぬはすであった者が代理の者が鬼に殺
される場に立ち会う例に、搜神記・十六・施続、
広記・三二・張闇、がある。
八本書では、冥界とのかかわりを有する者はア
カセ色のものを持つに巻一巻九縁）など。
九冥界的の使者の鬼が人の頭部に金属器を打ちこ
んで人を死に至らしめる例に、搜神記・十六・施
続、広記・三二・張闇がある。

○国会図書館本 憲カクシテ（名義抄）。

「カクレテ」。憲カクシテ（ヒノカニ）、同訓釈「憲
二名義抄によるは捷（）の俗字。（捷スミヤカ
ニ）（国会図書館本訓釈）。

三死後三日を経てまでの鵠垂郡の衣女の身
体は火葬にされてしまっていた。中世に至つて
はじめて文献にあらわれる「からだ」という語を、
本書の訓説では用いた。この語は古くより存在
したと推測つてもよいのではないかろうか。

四 山田郡の衣女の身体は、鵠垂郡の衣女の身
本となつてゐみがえつた。本説話は山田郡の衣